



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

320	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(介護サービス指導課).....	1
321	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
322	〃	(〃).....	2
323	〃	(〃).....	2
324	〃	(〃).....	2
325	救急病院の認定	(医務課).....	2
326	〃	(〃).....	3
327	救急診療所の認定	(〃).....	3
328	小田井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
329	特定農業用ため池の指定の解除	(〃).....	4
330	特定農業用ため池の指定	(〃).....	4
331	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
332	道路の供用開始	(〃).....	5
333	道路の区域変更	(〃).....	5
334	〃	(〃).....	5
335	道路の供用開始	(〃).....	6

告 示

和歌山県告示第320号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3011010109	医療法人岡田整形外科	医療法人岡田整形外科	和歌山県橋本市市脇一丁目45-2	指定介護療養型医療施設	令和6.3.31

和歌山県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400805	Confiance	海南市木津274-1	就労継続支援B型	有限会社キシウラ	和歌山市内原1678番地の51	令和6.3.31

和歌山県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	生活介護	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	令和6.3.31

和歌山県告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000117	ワークステーションひだか	日高郡日高町荊木310	就労移行支援	社会福祉法人太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138番地	令和6.3.31

和歌山県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011310046	和	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	就労移行支援	社会福祉法人和福祉会	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	令和6.4.1

和歌山県告示第325号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸本周平

- 名称 独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院
- 所在地 日高郡美浜町和田1138
- 有効期限 令和9年3月31日

和歌山県告示第326号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 2 所在地 東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185-4
- 3 有効期限 令和9年3月31日

和歌山県告示第327号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 高野町立高野山総合診療所
- 2 所在地 伊都郡高野町大字高野山631
- 3 有効期限 令和9年4月1日

和歌山県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 退任した役員（令和6年2月17日退任）

職名	氏名	住所
理事	林義文	橋本市高野口町小田398番地
理事	清水政美	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町212番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	井上隆央	伊都郡かつらぎ町大字笠田東477番地の4
理事	中浦勉	紀の川市名手市場1486番地1
理事	森保夫	紀の川市藤崎167番地
理事	中村泰文	紀の川市井田106番地2
理事	野崎嘉秀	紀の川市松井120番地
理事	歌英樹	紀の川市打田347番地
理事	林秀行	紀の川市古和田256番地
理事	門坂昌樹	紀の川市東国分602番地
理事	中村和史	岩出市西国分480番地
理事	鈴木守	岩出市水栖679番地
監事	山本憲男	伊都郡かつらぎ町大字萩原186番地
監事	前阪忠央	紀の川市粉河3380番地
監事	宇田和正	紀の川市窪202番地
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地

- 2 就任した役員（令和6年2月18日就任）

職名	氏名	住所
理事	林義文	橋本市高野口町小田398番地
理事	清水政美	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町212番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	井上隆央	伊都郡かつらぎ町大字笠田東477番地の4
理事	中浦勉	紀の川市名手市場1486番地1
理事	藪下直樹	紀の川市藤崎148番地6
理事	岡田查恵子	紀の川市井田167番地4
理事	高岸伸次	紀の川市上田井942番地
理事	歌英樹	紀の川市打田347番地
理事	井尻智久	紀の川市上野54番地
理事	林秀行	紀の川市古和田256番地
理事	門坂昌樹	紀の川市東国分602番地
理事	中村和史	岩出市西国分480番地
理事	鈴木守	岩出市水栖679番地
監事	山本憲男	伊都郡かつらぎ町大字萩原186番地
監事	山下恵三	紀の川市名手市場1263番地
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地
監事	宮楠誠司	紀の川市畑野上135番地3

和歌山県告示第329号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
谷口池	紀の川市東野字嬉谷831	令和6年4月2日
上曾池	紀の川市桃山町調月字山田2419-2、2421	令和6年4月2日

和歌山県告示第330号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	指定年月日
垣内池	紀の川市西野山字野垣内708-4	令和6年4月2日

和歌山県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市松ヶ丘二丁目54番1地先から同市松ヶ丘二丁目52番8地先まで	旧	26.00 } 26.00	28.68	
同上	新	26.00 } 28.13	28.68	

和歌山県告示第332号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市松ヶ丘二丁目54番1地先から同市松ヶ丘二丁目52番8地先まで

供用開始の期日 令和6年4月2日

和歌山県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字梶屋ノ元2856番1地先から同町大字山野字分木前18番6地先まで	旧	9.71 } 29.09	126.60	
同上	新	9.94 } 30.15	126.60	

和歌山県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字河根字板田谷450番5地先から同町大字河根字辨才天尾545番3地先まで	旧	2.88 ） 4.15	94.13	
伊都郡九度山町大字河根字板田谷452番3地先から同町大字河根字辨才天尾545番3地先まで	新	5.87 ） 14.62	94.42	

和歌山県告示第335号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 旧 伊都郡九度山町大字河根字板田谷450番5地先から
同町大字河根字辨才天尾545番3地先まで

新 伊都郡九度山町大字河根字板田谷452番3地先から
同町大字河根字辨才天尾545番3地先まで

供用開始の期日 令和6年4月2日